

史跡南比企窯跡保存活用計画【概要版】

史跡南比企窯跡の概要

令和5年3月20日に南比企窯跡として、文化財保護法に基づき国の史跡に指定された。今回指定された範囲は、広義の南比企窯跡群のなかで赤沼地区窯跡群中の石田遺跡、泉井地区窯跡群中の新沼窯跡と天沼遺跡を中心としたものです。

■石田遺跡

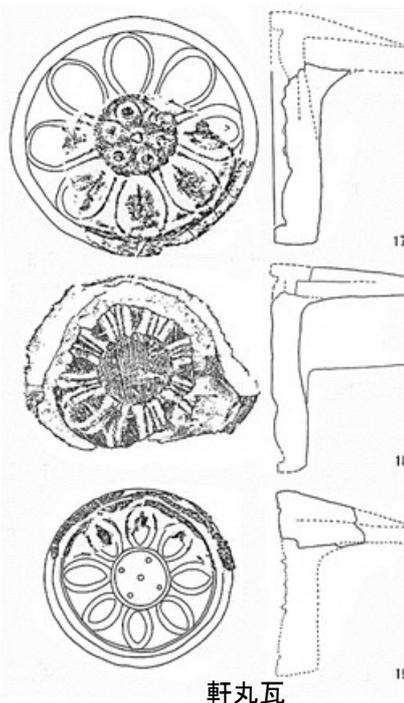
石田遺跡は、越辺川の支流である石田川中流域の丘陵付近に立地している。操業期間は7世紀後半から10世紀中頃であり、7世紀後半の勝呂廃寺創建を契機に東海地方の工人により操業を開始し、続く7世紀末には、小用廃寺や山王裏廃寺など複数の郡の寺院や郡衙への須恵器や瓦の供給に伴い生産規模を拡大する。その後、8世紀中頃には武蔵国分寺創建期の瓦生産を開始し、有畦式平窯が導入されるが定着はせず、9世紀中頃まで地下式無階無段窰での操業が継続する。南比企窯跡の終末期にあたる9世紀後半から10世紀中頃には、窰体規模の小型化が顕著となり、窰体構造も半地下式窰に移行したと推定される。

8世紀前半以降は、工房を中心に複数の窰で瓦を焼成するようになる。石田遺跡は雷遺跡（工房跡）に属し、久保1号窰、金澤窰跡とともに武蔵国分寺の瓦を焼成している。

また、石田国分寺瓦窰跡で確認された有畦式平窯導入の背景について、郡名瓦の同印関係や牛角状中心飾を有する均整唐草文軒平瓦の同文関係から、南多摩窯跡群（大丸窰跡）の工人による関与が有力視されている。



石田1号窰・工房跡 全景



軒丸瓦

■新沼窯跡

新沼窯跡は、泉井川により開析された支谷の中流域左岸の丘陵斜面に立地している。平成22年度から24年度の範囲内容確認を目的とした発掘調査により、窰跡26基、溝跡4条、土坑2基、灰原が確認されている。操業期間は、概ね8世紀中葉から後半であり、須恵器生産を主体に、国分寺瓦は受注を受けてから瓦生産をおこなっていると考えられる。また、灰原と考えられるG・O・Q区では、9世紀末から10世紀前半の須恵器が出土しており、小規模ながら当該期にも須恵器生産がおこなわれて

いたと考えられる。構造の判明した窯跡はいずれも地下式無階無段窖窯であり、それ以外の窯跡についても同様の構造であったと推定される。

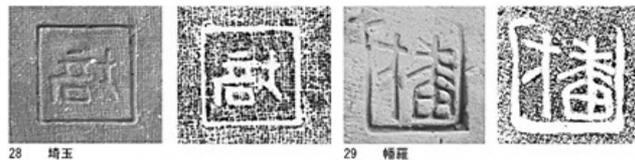
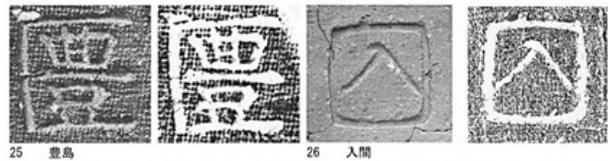
出土遺物は須恵器、「V」などのヘラ記号・刻書須恵器、瓦(軒丸瓦・軒平瓦・丸瓦・平瓦・隅切瓦・熨斗瓦・塼・鬼瓦)、武蔵国 21 郡中 16 郡の郡名瓦、瓦塔、円面硯などがある。

郡名瓦とは、武蔵国分寺建立に際して、各郡が瓦の製作を窯元に発注し、その協力の証として瓦に郡名を記したものである。武蔵国分寺の創建は、741 年頃から 757 年頃に完成したと考えられ、新羅郡(新羅郡建郡は 758 年)を除いた 20 郡が武蔵国分寺瓦を作成に協力している。出土している文字瓦から、武蔵国 20 郡のうち荒川流域に属する 16 郡は南比企窯跡に、多摩川流域に属する 4 郡は南多摩窯跡群に瓦の製作を依頼していたことがわかる。



12号窯 遺物出土状況

新沼窯跡 文字資料



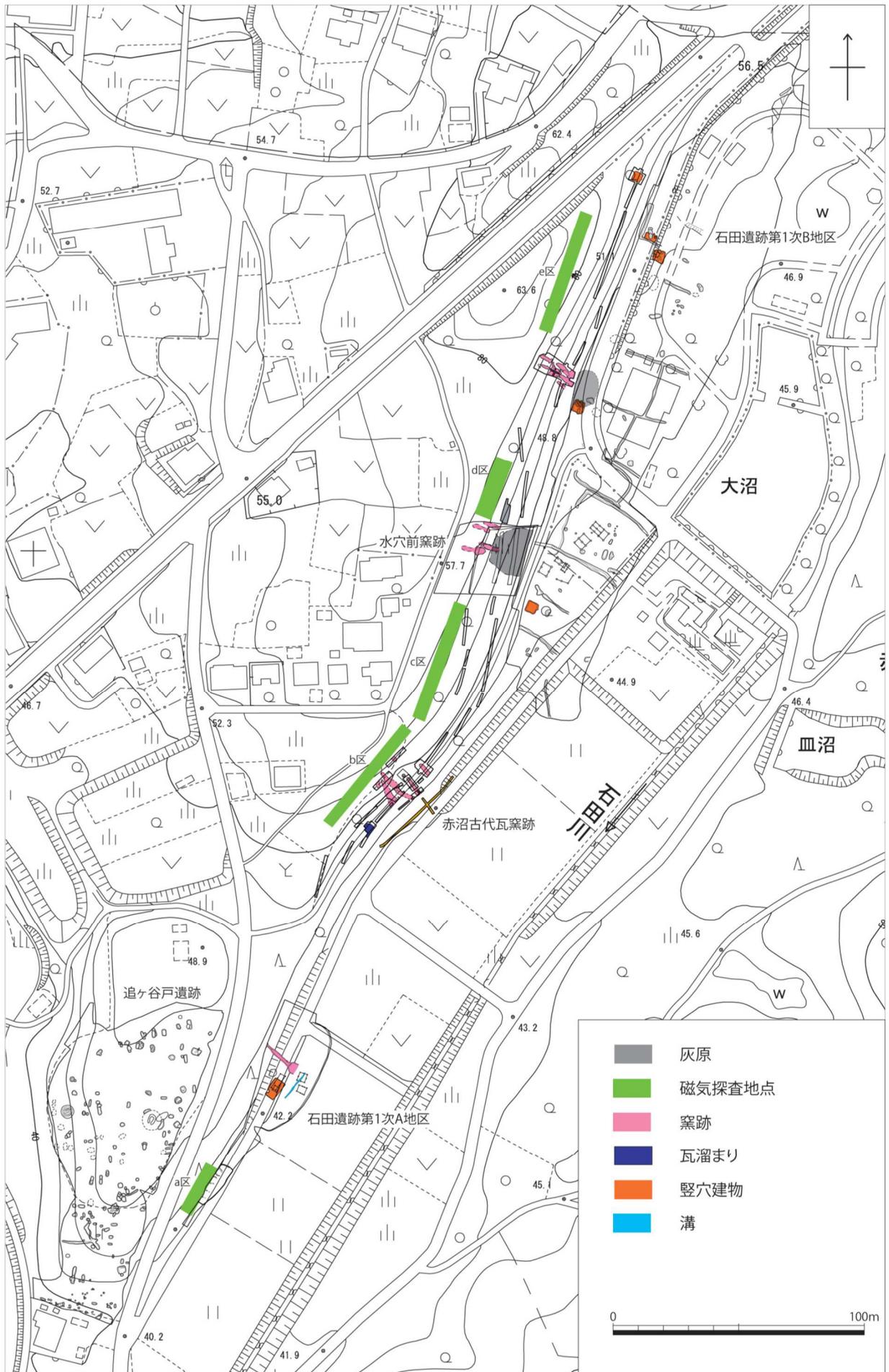
■天沼遺跡

天沼遺跡は、泉井川により開析された支谷の中流域左岸の丘陵緩斜面から裾部に立地している。天沼遺跡では、町道 2 号線拡幅工事に伴って平成 7 年度に第 1・2 次調査が実施されている。第 1 次調査では奈良・平安時代の竪穴建物 1 軒と土坑 2 基が検出され、土師器・須恵器・瓦が出土している。第 2 次調査では奈良時代の瓦陶兼業窯 2 基・竪穴建物 2 軒・平安時代の灰原 1 箇所などが検出され、須恵器・瓦が出土している。出土した軒先瓦は、平城宮系瓦で年代基準資料となるものであり、武蔵国分寺創建期から補修期、及び再建期を繋ぐ瓦の型式的変遷と生産窯の実態の一端が明らかになった。竪穴建物のうち 1 軒は作業小屋、もう 1 軒は工人の住居であったものを廃絶後に粘土置き場に転用したと考えられる。出土した須恵器はこれまで不足していた 9 世紀第 2 四半期の須恵器編年を補完する貴重な資料となった。

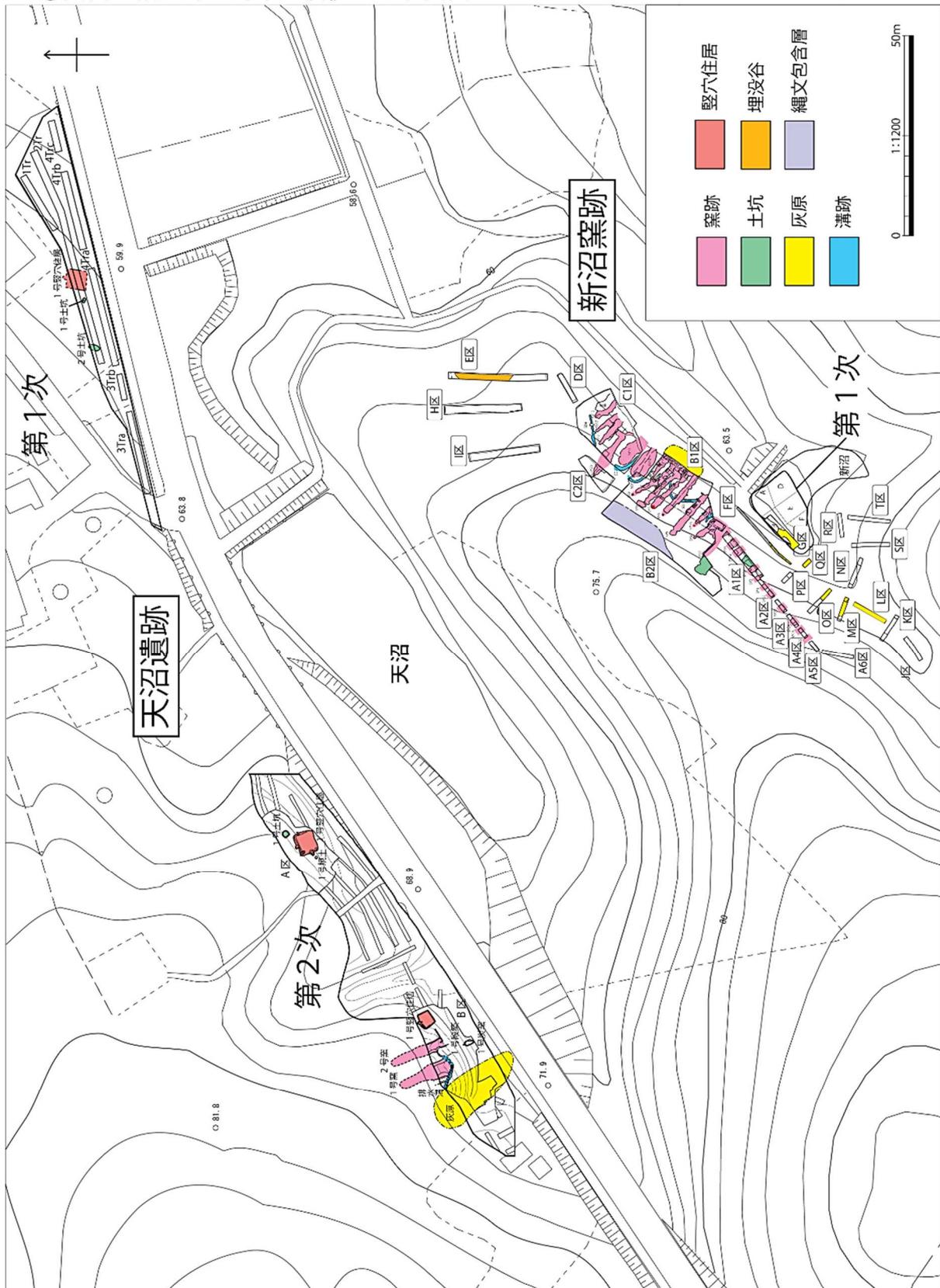
また、平成 14・24・29 年度の確認調査により、古代の竪穴建物 6 軒などが確認されており、工人集落の分布域についても一端が明らかになった。



天沼遺跡 出土遺物



石田遺跡 主な遺構配置図



天沼遺跡・新沼窯跡 主な遺構配置図

計画策定の経緯と目的

広義の南比企窯跡群は、6世紀前半から10世紀中頃にかけて、須恵器や瓦を生産した東日本最大級の窯跡で、本町を中心に嵐山町・ときがわ町・東松山市の一部にかけて分布する。これまでの分布調査や発掘調査で500基以上の窯跡が確認され、工房を含む集落や粘土採掘坑などの関連遺跡を含めると東西約4.5km・南北約5kmに及ぶことが判明している。今回の国史跡指定は、このうち赤沼地区窯跡群中の石田遺跡、泉井地区窯跡群中の新沼窯跡と天沼遺跡を中心としたものである。

本計画は、窯跡としての価値を後世に継承し、これを多面的に活かした活用を図るための課題を整理し、保存・活用・調査・整備・運営体制の取組が進められるよう、令和6年度、令和7年度で本計画を策定しました。

本質的価値

史跡指定時の指定理由及び指定説明を踏まえ、本質的価値を次のように捉えています。

- 東日本最大級の生産量を誇る窯跡群である
- 須恵器生産から瓦生産の変遷が辿れ、古代日本の窯業史を知るうえで貴重
- 供給先の広がりが見らな窯跡
- 武蔵国分寺創建期と補修の瓦等を焼成
- 谷地地形等の立地条件を表す地形が残存

大綱・基本方針

南比企窯跡は日本の歴史、とりわけ古代日本の窯業史を知るうえで貴重な遺跡です。史跡などの文化財は、我が国の歴史や文化を正しく理解するためにはなくてはならないものであると同時に、将来の文化向上発展の基礎となるものであり、町としても地域活性化・観光面を含めた積極的な利活用が必要と考えています。これらを踏まえ、南比企窯跡を保存し、活用して行くための基本理念と将来像を定めています。

キャッチフレーズ

千年を超えて響く、ものづくりの鼓動を未来へ 南比企窯跡

史跡の保存活用を通じて地域（ふるさと鳩山）への愛着を育み、多様な人たちとの交流の場を創出する。

史跡と一体となっている豊かな比企丘陵の自然景観を保全する。

史跡の現状を把握し、適切な管理を行うことで、その価値を将来にわたり伝えていく。

史跡の価値をさらに明確にするための調査研究を計画的に進める。

保存・管理

史跡指定地及び隣接地は、その特性に応じた保存・管理を図るため、地区区分を設定し、確実な保存を図ります。

■ A区〔史跡指定地〕

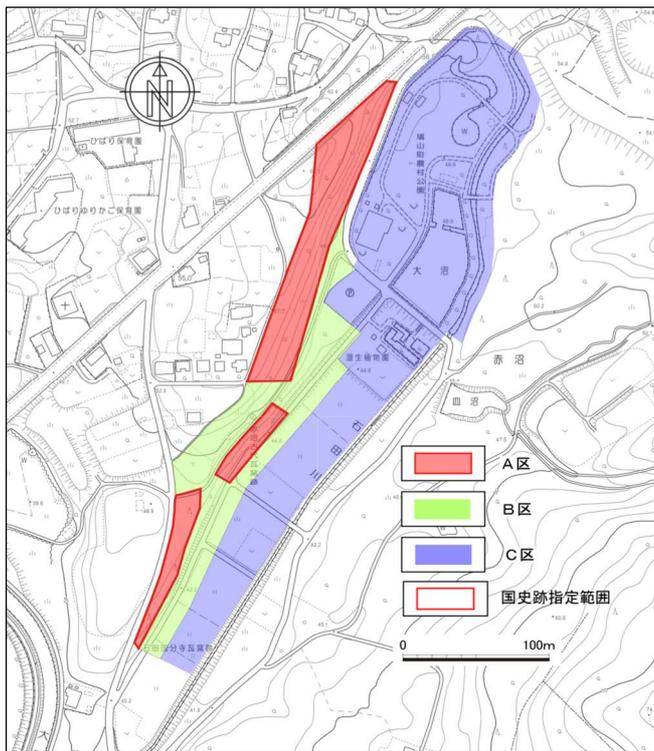
史跡の本質的価値に関わる諸要素が集中している範囲で、それらの要素である遺構を厳密に保存するため、定期点検や日常的な維持管理、樹木管理等を通じて、適切な史跡環境の管理を進める区域とする。

■ B区〔史跡指定地外〕

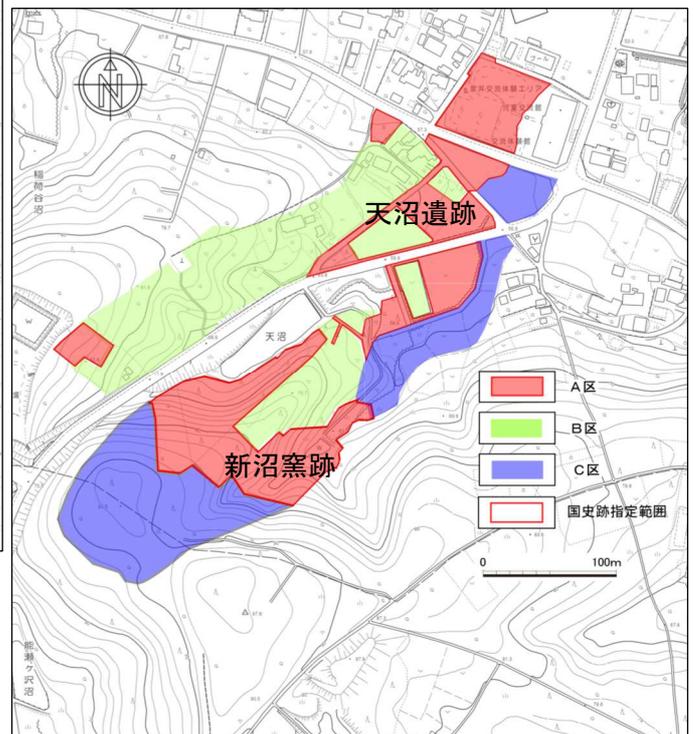
史跡指定地外であるが、指定された区域と同等な本質的価値を持つと推定される。土地所有者等と協議を図り、地下遺構にき損が生じないよう現況保存に努める。また、調査研究を進め、その価値を明らかにし、条件が整った範囲は追加指定の検討等を進める区域とする。

■ C区〔史跡指定地外〕

史跡指定地の隣接地で、現在は畑、道路、田圃、その他の土地利用がなされている。本区域は、史跡の保存活用に資する土地利用や運用を目指し、土地所有者や管理団体、庁内関係各課と協議を進める区域とする。



石田遺跡



天沼遺跡・新沼窯跡

史跡指定地の現状変更の取扱基準

現状変更項目		史跡指定範囲	埋蔵文化財包蔵地を含む範囲
項目	行為	A 区	B 区
土地	地形の改変	<ul style="list-style-type: none"> 地下遺構の保存、史跡の保存活用のための整備、防災に関わるものを除き、原則として認めない。 	<ul style="list-style-type: none"> 遺跡の保存活用を目的としたものを除いて、既存の景観に大きな変更を及ぼさないように協力を求める。
史跡の保存・整備	発掘調査	<ul style="list-style-type: none"> 遺構保存や史跡整備に係る調査は、その目的を明確にした上で、適切な範囲で行う場合に認める。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記同様
	史跡整備	<ul style="list-style-type: none"> 遺構や景観への影響が最小限のものに限り認める。また、整備は発掘調査成果の基づき、必要な協議の上、認める。 	-
建築物等	新築・増築・改築	<ul style="list-style-type: none"> 新築は原則として認めない。但し、史跡の保存整備に関わるものは地下遺構や景観に影響を与えないものに限り認める。 	<ul style="list-style-type: none"> 遺跡の保存活用を目的としたものを除いて、新築は避けるように協力を求める。 建替、増改築は遺構に影響がない場合について認める。 既存建物の補修は、遺構の保存や史跡の保存活用に影響を及ぼさないように協力を求める。
工作物等	設置	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の保存活用のための整備に関わるものを除き、原則として認めない。 	<ul style="list-style-type: none"> 遺構の保存活用を目的としたものを除いて、新設を避けるように協力を求める。 既存施設の維持管理は、遺構への影響や景観に大きな変更を及ぼさないように、協力を求める。
	改修	<ul style="list-style-type: none"> 協議の上、変更の必要性が認められ、地下遺構や景観に影響がないものについて、材質や規格などを検討した上で認める。 	
	除却	<ul style="list-style-type: none"> 遺構に影響のないものは認める。 	
道路等	設置	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の保存活用のための整備に関わるものを除き、原則として認めない。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路新設、拡幅などが生じないように関係各課に周知し、遺構保全について理解及び協力を求める。 既存道路の維持管理は、遺構への影響や、景観に大きな変更を及ぼさないよう協力を求める。
	舗装、修繕	<ul style="list-style-type: none"> 公益上必要な場合は、地下遺構や景観に影響のないものに限り認める。 	
	除却	<ul style="list-style-type: none"> 遺構に影響のないものは認める。 	
地下埋設物	設置、改修	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の保存活用のための整備に関わるものを除き、原則として認めない。 	<ul style="list-style-type: none"> 埋設物の新設、改修、除去は遺構保存を前提とし、遺構に影響を及ぼさないように協力を求める。
立竹木	植栽	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の保存活用のための整備に関わるものに限り、地下遺構への影響のないものに限り認める。 	<ul style="list-style-type: none"> 伐採や抜根は遺構の保存に影響を及ぼさないように協力を求める。 新規植栽は、遺構保存や景観に影響を及ぼさないように協力を求める。
	伐採	<ul style="list-style-type: none"> 枝打や剪定等の日常的な維持等の措置（草刈、落葉処理など）については認める。伐採は史跡の保存活用や景観確保に有効なものに限り認める。 	
	伐根	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の保存活用のための整備に係るものを除き、原則として認めない。 	
自然災害などにより史跡が被害を受けた場合の措置	現状復旧、応急措置、応急措置に必要なテントやプレハブ等の設置	<ul style="list-style-type: none"> 非常災害のために必要な応急措置、史跡の保存への影響が軽微な対策工事及びそれに伴うものは、許可を要しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 遺構保全について理解及び協力を求める。
	史跡の価値に影響を与える根本的な復旧工事	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて認める。 	

活用

史跡の活用は、史跡の本質的価値や魅力を発信し、生涯学習や学校教育と連携した取り組み、隣接する諸施設等との連携や自然を一体的に活用して、魅力的な空間の創出により、地域活性化につなげていきます。

■積極的な情報発信と多様な人々とのつながりを創出

- ・ 鳩山町デジタル博物館にて、史跡南比企窯跡についての案内等のサイトの充実を図る。
- ・ スマートフォンやタブレット等のデジタル機器を用いてAR（拡張現実）技術を用いた復元想定画が見られる等のコンテンツの充実やボランティアガイドの育成を検討する。
- ・ ICTの運用として、SNS等を利用して、幅広い利用層に向けてPRを行い多様な人々とのつながりを創出する。

■歴史文化に親しむ心の醸成

- ・ 史跡を町内小中学生の校外学習の場として活用し、歴史文化に親しむ心の醸成を図る。また、史跡の基幹的活用施設を整備する場合は、町外の小中学生の遠足等にも対応できるような施設内容とする。
- ・ 史跡を訪れやすくする仕組みとして、出前授業等の実施や現地での歴史学習や体験学習の支援実施を行う。
- ・ 多世代交流活動センター出土品展示室にて、史跡南比企窯跡に関する展示内容の充実を図る。

■生涯学習との連携、友好都市事業の充実

- ・ 窯業に係る多様なテーマ構成（例：準備する、原型づくり、焼成、運ぶ、使う等）による体験学習等を通じ、世代間の交流促進を図る。
- ・ 鳩山町は、武蔵国分寺瓦を縁として東京都国分寺市と友好都市協定を締結し各種事業に取り組んでおり、その更なる充実を図る。
- ・ 比企地域の巡回文化財展「比企のタイムカプセル」などを活用し、隣接する市町と連携した生涯学習を展開する。
- ・ 大東文化大学との地域連携協定を生かし、史跡等に関する様々な学びの機会創出を行う。

■隣接する諸施設と連携

- ・ 連携の拠点施設では、ガイダンス機能を有することが必要であるほか、各施設では便益機能の共有を進める。
- ・ 隣接する諸施設と連携し事業を効果的に展開していくために、ボランティアガイド（窯跡案内人）の育成を図る。
- ・ 「農村公園」と「泉井交流体験エリア」の施設の性格を生かした連携を展開する必要がある。

■自然と歴史が一体となった活用

- ・ 比企丘陵の豊かな自然を生かして、史跡南比企窯跡の歴史と自然を同時に楽しめる場の開催を検討する。
- ・ 町域に点在する広義の南比企窯跡をめぐる、歴史や健康を意識した散策コースを設定し、四季に応じた楽しみや学びができる場を創出する。

史跡ごとの活用の方向性と方法

方向性/方法	石田遺跡	天沼遺跡	新沼窯跡
史跡活用の方向性	斜面地の樹木を生かしつつ、必要な遺構の顕在化を図る。また、隣接する「農村公園」内の復元古代窯のより積極的な利用や公園内諸施設機能の連携充実を図り、史跡と一体となった活用を目指す。	将来的には堅穴建物等の遺構の顕在化による工人集落を体感できる活用を目指す。当面は既存町道からの見学とし、「泉井交流体験エリア」施設や芝生広場等を利用した展示や活用を目指す。	将来的には窯跡遺構等の顕在化による窯跡群を体感できる活用を目指す。当面は見学時の安全性を考慮した公開見学方法を検討する。また、「泉井交流体験エリア」施設や芝生広場等を利用した展示や活用を目指す。
情報発信	ICTによる総合的な情報発信のほか、農村公園担当課等との連携による農村公園の各種行事等と併せた情報発信を行う。	ICTによる総合的な情報発信のほか、両史跡を結びつけ、楽しく学びや体験ができる動線の紹介、サテライトとしての創造性に富んだ情報発信を行う。また、付近小学校と連携した情報発信を検討する。	
歴史文化に親しむ	校外学習により、古代の焼き物に必要な薪木、水、土（粘土）を、故郷の自然を通じて親しむことができるようにする。		
	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺地形 ・斜面林の植生 ・石田川の流れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺地形 ・斜面林の植生 ・泉井川の流れ 	
	「農村公園」の広場、諸施設を活用し、小中学校の校外学習による活用を進める。	「泉井交流体験エリア」広場、諸施設を活用し、小中学校の校外学習による活用を進める。	
生涯学習との連携	交流体験の一環で、各種の案内人によるガイドプログラムの実施を検討する。ボランティアガイドは、地元中高学生、大学生による専門的な案内等が行えるよう検討する。		
隣接する諸施設等との連携	町民との交流ができる場の連携を図る。芝生広場（復元古代窯用の樹木育成等）や湿生植物園での往時の植生再現等の関連性が高く共有できる体験プログラムの開発や実施を検討する。	相互連携方法の検討が必要である。「泉井交流体験エリア」では施設に提供する体験プログラムの開発や実施を検討する。	
自然との一体化	斜面との植生や石田川対岸の斜面地地形を活用し、谷筋の景観を見通せる景観を目指す。	緩やかな斜面地形を感じることができるほか、新沼窯跡側に向けた景観形成を目指す。	埋蔵文化財包蔵地となっている丘陵地形や植生を生かした活用を目指す。



多世代活動交流センター内
出土品展示室



遺跡見学会（石田遺跡）



社会科見学

調査

史跡の更なる解明と遺構保存と整備のため調査を進めます。

■史跡の正しい理解や適切な保存活用を図るための調査

- ・ 史跡範囲と密接な関係を持つと想定される範囲は、追加指定に向けた計画的な調査を進める。
- ・ 史跡周囲の埋蔵文化財包蔵地は、史跡の広がりの確認と関連する地形保全を目指した長期的な視点での調査を進める。
- ・ 保存活用の基礎的調査として、植生調査や詳細地形測量を実施する。

■本質的価値をより顕在化していくための調査

- ・ 遺構のより高い解明や整備に生かす諸条件の把握のため、必要な発掘調査等を実施する。

■広義の南比企窯跡の学術的な価値を高める調査

- ・ 既存調査記録や出土遺物等の再整理を進めてデータベース化を図り、適宜デジタル博物館との連携を進める。
- ・ 先人の各種報告や関連機関が行った諸記録を計画的にデジタル化して保管し、将来的にはデータベース化を図る等の記録保存の充実を図る。



整備

史跡を確実に保存し、その価値や魅力をわかりやすく伝え、ふるさと鳩山への思いを結ぶ場づくりへつなぐ、遺構保存・公開活用のための整備を実施します。

■史跡の本質的価値を保存するための整備の方法

- ・ 史跡指定範囲以外の計画対象範囲は、当面は現況保存とし、指定後に必要な整備を検討する。
- ・ 史跡範囲を明確化して保存を図るため、史跡境界標を設置する。
- ・ 適切な樹木管理を通じて、雨水による遺構保護表土の流失を防ぐ。
- ・ 遺構等の確実な保存を図るために必要な侵入防止対策を行う。

■史跡を公開活用するための施設整備の方法

- ・ 遺跡の位置表示、場所ごとの誘導、注意等の標識サインの設置
- ・ 見学動線を明確にした園路等の整備
- ・ 柵や車止め等による安全対策

■広義の南比企窯跡を活用するための整備の方法

- ・ 史跡南比企窯跡としての統一された施設デザインの展開
文化財マスコットキャラクター「かまっぽー」等の利用
テーマカラー等の採用等



鳩山町文化財マスコットキャラクター

- ・「多世代活動交流センター」内の展示を拠点とした展示情報の充実
- ・町広報へ連載、デジタル博物館等による広義の南比企窯跡の積極的な紹介
- ・リーフレット等の充実

運営・体制の整備

史跡の保存管理、活用、調査、整備を実施するための運営・体制の構築と充実を図ります。

■管理主体の運営・体制の強化の方法

施策の推進にあたり、専門職員の充実や適切な人員配置および役割分担の確認を行い、多岐にわたる文化財業務に不足なく対応できる運営・体制の整備の検討を進める。

■相互連携できる体制の構築の方法

庁内連携体制の充実とともに、学校教育、生涯学習はもとより、観光やまちづくりを所管する各課や町民、地域活動団体、大学・研究機関、ボランティア、企業などと協力し合える体制づくり、支援や連携体制を含む運営体制の整備と強化の検討を進めていく。

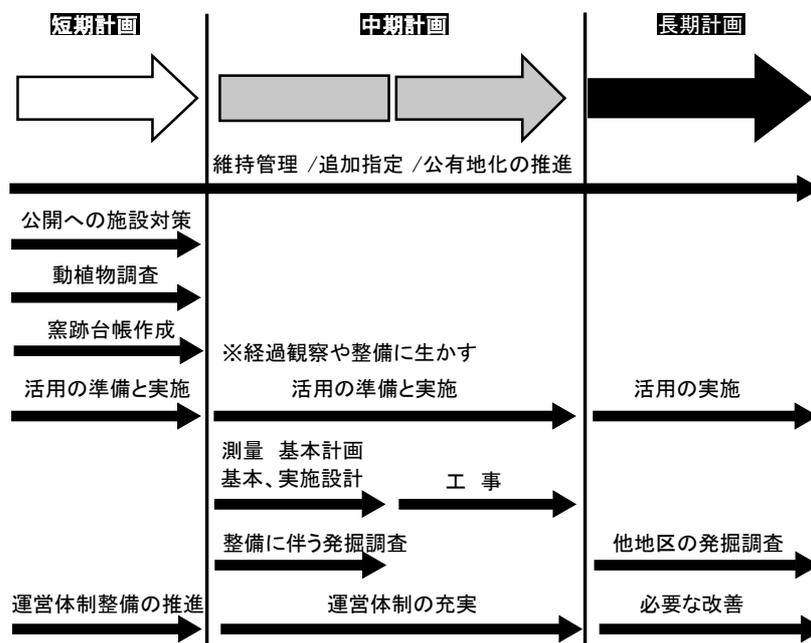
■指導助言組織の体制構築の方法

各分野の専門家や学識経験者、文化庁の適切な指導・助言を受けるための機会を設け、円滑な事業運営を目指す。また、他自治体との情報交換や協力・支援体制の構築を図り、組織的・人的ネットワークを充実させるための検討を進めていく。

施策の実施計画

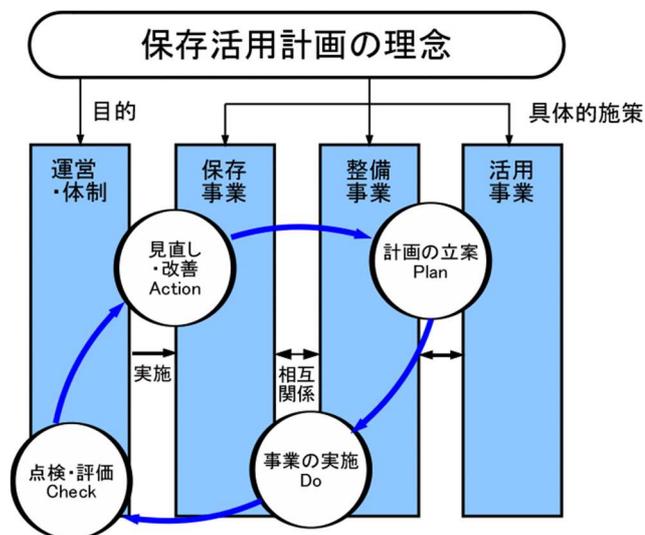
保存活用計画の策定後、史跡の維持管理を進めつつ、公有地化の推進やB地区の指定に向けた取り組み、測量や動植物調査等を進め、基本計画策定に向けた準備を進めます。次に中期計画では基本計画を策定し、保存整備に向けた設計と工事を進めて史跡の公開活用を目指します。

また、長期計画では、引き続き史跡の公有地化の推進やB地区の指定に向けた取り組みを進めるほか、C地区の確認調査等を進め、次期計画を進展させます。



経過観察

史跡を保存活用するためには、保存・管理、活用、調査、整備、運営・体制等の各分野について定期的に経過観察を行います。



史跡の指定の概要

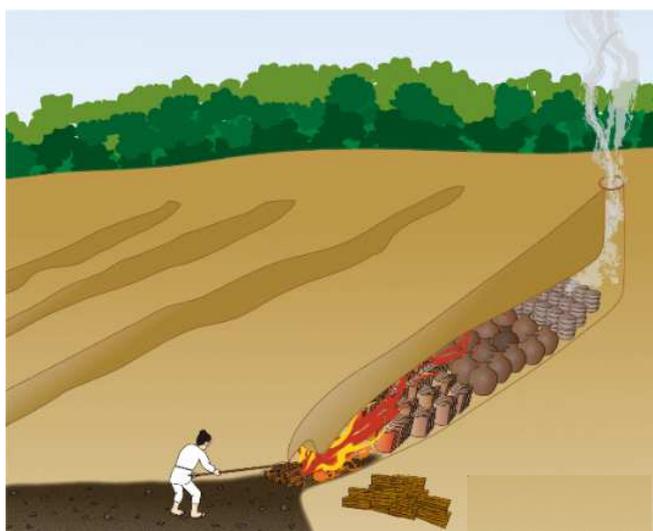
名称：国指定史跡「南比企窯跡」

所在地：埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼字石田 1415 番 1 ほか

指定面積：38,168.94 m²

指定年月日：令和 5 年 3 月 20 日

管理団体：鳩山町（指定年月日：令和 5 年 7 月 4 日）



当時の操業イメージ図

『史跡南比企窯跡保存活用計画（概要版）』

令和 8 年 3 月 鳩山町教育委員会 発行

〒350-0392 埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸 184 番地 16